

意見募集（H29.12.25～H30.1.31）に係る意見に対する策定委員会の考え方（案）

●中間素案全体について

	意見の概要	策定委員会の考え方
1	文字の表現レベルと文章の理解度レベル、動作レベルをどのレベルにするのですか。読めば100%理解できる⇒マニュアルレベルにするのですか。	本条例素案は、まちづくりに関する基本的なルールや仕組みについて定める理念的な条例案として考えています。そのため、条文をマニュアルレベルにすることは難しいと考えていますが、条例施行の際には条文だけではなく「解説」や「考え方」を作成し、誰が読んでも趣旨が理解できるよう工夫してほしいと考えています。
2	橋本市自治基本条例の理解者(人)リーダー、教育、伝道者(市組織?)が本部組織に必要ではないですか。	本条例は、市民・議会・行政など多くの方々に知っていただき、使っていただくことで生かされるものだと考えています。そのため、行政はもちろんですが、市民も本条例の理解者や伝道者になる必要があると考えています。
3	自治基本条例について、将来を見通し最低20年は適応出来る条例の検討をお願いしたい。	本条例素案には、第8章に「条例の検証及び見直し」の条項を盛り込むことを考えています。本条例はまちづくりを進める上で基本となると考えているため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなどを検証し、市民参画のもとで、実効性のある条例であり続けるように橋本市全体ではぐくんできたいと考えています。
4	協働という言葉について、市民からすると、責任逃れの感じがします。また、協働をはぐくむとありますが、「はぐくむ」は親鳥が羽でくるんで雛を育てるさまから来ている言葉で、養育・動物を育てる意味だと思うので、タイトルとしてはそぐわない気がします。もっと適切な言葉はありませんか。	これからの人口減少、少子高齢化社会においては、行政が今までとおりの行政サービスを行い続けるには限界があると感じています。そのためにも、市民も「自分のことは自分で。自分たちのことは自分たちで」という意識を持って、みんなで力を合わせて取り組むことが必要不可欠だと考えています。また、「はぐくむ」という言葉についてはご指摘のとおりの意味もありますが、「大切に守り、大きくする」「大事に守って発展させる」という意味から「はぐくむ」という言葉を選びました。
5	条文が平易で小学生でも分かるような言葉で書かれていて、条例としての重みに欠けると感じました。また、協働やはぐくむという市民に寄り添った流れが主になっており、市としては住みよい・安全・福祉など、平和裏に納める傾向が感じられました。弱いものを助けることは大切ですが、弱いふりをしている人に対して、真面目に働き、それを支える若者に元気を与える言葉がほしいと思います。	本条例素案は、市民・議会・行政の三者すべてを対象としており、さらにまちづくりに関する基本的なルールや仕組みについて定めているため、誰が読んでも読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみをもっていただきやすいように、あえて「です・ます調」にしています。
6	発言するのは1の力、それを纏めるのは10の力、それを実行するのは100の力が要と言われます。法の運営は人にありと言われます。低迷する市政の立て直しには法令よりは、市役所体質の改善が近々の課題ではないかと思えます。総花的な政策ではなく、目的を絞り込み勇気をもって市政に取り組んでもらうようお願いいたします。	今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化に対応するためにも、より一層行政内部でも連携を取り合ってもらいたいと考えています。また、そのためにも、市民も自分たちのまちに関することを「自分ごと」と捉えて積極的にまちづくりに参画する必要があると考えています。

●前文骨子

	意見の概要	策定委員会の考え方
7	前文骨子の⑤に「一人ひとりが彩り豊かに…」という表記がありますが、抽象的な表現のため、納得し難いと思います。例えば、「一人ひとりが、個性を生かしながら心豊かに…」等の方が理解しやすいのでは。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。

●第1章 総則

	意見の概要	策定委員会の考え方
8	何の為に、今条例制定が必要なのか？を大項目、中項目、小項目を詰める時間をとるべきだと思います。	人口減少や少子高齢化により、税収の減少をはじめとし、社会保障費の増加、地域の担い手の減少など、さまざまな問題に直面しつつあります。現在のような右肩下がり時代において、今までとおりの行政サービスの手法では限界があります。そういった問題を乗り切るためには、地域の課題や問題を、一人ひとりが「自分ごと」と捉え、自ら考え、主体的に行動することが必要だと考えています。そのために、まちづくりに関する理念や基本的なルール、仕組みを作る必要があると考えました。また、条例を制定するだけでなく、条例を抛り所として、一人ひとりが主体的に、「自分ごと」として取り組み、地域での活動などを積極的に行うことが必要不可欠であると考えています。
9	なぜ今基本条例が必要なのか。絵に描いた餅にならないかと心配しています。条例によって何を目的に謳うのか明確に示す必要があると思います。	
10	1章1条 「…自立した地域社会…」の表現がありますが、この「自立」は経済的なものか、生活環境なのか人によって理解内容が異なると思われます。後述の13条にある「…自立した財政運営…」を言うなら、1条は「…財政の自立した地域社会…」とした方が分かり易いのでは。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
11	橋本市自治基本条例単語集・定義集(手帳スタイル)が必要ではないですか。	
12	第2条の(1)は無くてよいのでは。 (2)市民：日本国籍を持ち次のいずれかに該当する人、と是非国籍条項を入れてほしい。	

13	<p>反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずです。国籍が日本かどうかわからない市民という曖昧な人たちに自治を任せたくありません。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。中間素案の時点では、策定委員会では「市民」の範囲について、まちの営みに関わっているのは、市内に住所を有する住民の方だけではなく、在勤、在学者、団体や事業者なども含まれると考えています。そのため、住民の方だけではなく橋本市に関わる人々を広く捉えられる定義にしてはどうかと考えました。協働を推進する上で、幅広い人々と協働していくことが、橋本市のまちの発展につながるとも考えています。</p>
14	<p>条例の対象となる「市民」の定義を異常に拡大しています。住民と居住者を等しく「市民」として、ひとくくりにして定義することは、自治体と住民との法的関係から見ても大きな問題があるのではないのでしょうか。</p> <p>中間素案にある「市民」の定義は、法律の規定はもとより、一般常識ともあいられるものではありません。地方自治法第10条には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と規定しています。非居住者にはそうした義務はありません。</p>	<p>また、そういった方々も含めて、一人ひとりが「自分ごと」と捉えて主体的に考え、お互いに協力し補完し合いながら、自ら創造したり解決したりすることが自治ではないかと考えていますので、「自治を任せる」のではなくみんなで協働してまちづくりや自治を行いたいと考えています。</p> <p>さらに、市民のみさんの活動や取組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動していただきたい、加えてその活動を後押しするような条例にしたいと考えているため、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いました。</p>
15	<p>反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずです。国籍が日本かどうかわからない、市民という曖昧な人達に自治を任せたくはありません。</p>	<p>ご意見でいただいているとおり、二元代表制を否定したり、憲法や地方自治法で定められていることを違反したりしようとするものではありませんので、ご理解ください。</p>
16	<p>条例の中の市民という表現には違和感を感じます。橋本市に住民票のない人達、団体も入ってくるのでしょうか。そのような人達が本当に橋本市のことを考えてくれるのか不安です。</p>	<p>いただいたご提案については、策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>
17	<p>第3条 基本理念について、地域とは、どんな規模の概念ですか。住み慣れたとはどんな概念ですか。</p>	<p>住み慣れた地域とは、一人ひとりが生活する日常生活圏域から橋本市全体のことまでを指すと考えています。</p>
18	<p>第3条は、住み慣れた「郷土を愛し」、としてはどうですか。</p>	
19	<p>第3条は、「…安心、安全な生活」を「安心、安全で輝きのある生活」としてはどうですか。</p> <p>特に基本理念では「安心、安全」のみならず、市民個々が様々な局面で「輝く生活」をおくれるようにしたいものです。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>

20	<p>第4条 基本原則について、姿を実現する為に、誰が～、誰と、どこで、どのように、の行動基準と思考レベルが必要だと思えます。基本理念に「地域」があるので、地域や場所についても必要です。また、地域の特徴を細かく洗い出し、地域を類型化することも必要だと思えます。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p> <p>本条例素案は、まちづくりに関する基本的なルールや仕組みについて定める理念的な条例案として考えていますので、条文に具体的な内容をたくさん盛り込むことは難しいと考えていますが、「解説」や「考え方」を作成し、理解していただきやすいように工夫したいと考えています。</p> <p>また、ご提案いただいている地域の特徴の洗い出しや類型化は、条例制定後に条例を推進していく上で有効な方法だと思えますので、今後ワークショップなどを通じて、地域別計画の策定などについても行っていただきたいと思います。</p>
21	<p>第4条(2)「市民は、まちづくりの主体として、積極的に参画する」とありますが、主体は市当局だと思えます。</p>	<p>人口減少、少子高齢化が急速に進むと推測される中で、行政主体でまちづくりを行うには限界があると考えています。そのため、地域のことをよく知る市民が、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちでという意識を持ち、主体的かつ積極的にまちづくりに参画することが、多様な地域課題を解決することや、元気なまちをつくるためには必要だと考えています。</p>

●第2章 市民

	意見の概要	策定委員会の考え方
22	<p>第5条(1)「主体的に」は「積極的に」としてはどうか。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>
23	<p>条例で縛る権限責任の所在を明確にするため、各条文に主語を明記した方がよいと思えます。 第5条の主語は、「市民は」としてはどうか。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。中間素案の時点では、みなさんからご意見をいただきやすいように、あえて箇条書きの形をとりましたが、最終的な条例素案づくりの際には主語を明記する予定です。いただいたご提案については、策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>

●第3章 市議会

	意見の概要	策定委員会の考え方
24	<p>第6条(1)の条文は簡素化して、「市民の代表として議決の責任を負い…」としてはどうか。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます 中間素案の時点では、第6条は「橋本市議会基本条例」を参考にしています。</p>
25	<p>第6条の主語は、「市議会は」としてはどうか。</p>	<p>いただいたご提案については、策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>

●第4章 市長等及び職員

	意見の概要	策定委員会の考え方
26	第7条(2)は必要でしょうか。 第2条(4)の定義では、市長等の中に市長が含まれているので、市長と市長等の役割がわかりにくいと思います。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
27	公助の役割をもっと広くしてはどうですか。	
28	第8条 「職員は全体の奉仕者…」を「職員はわたしたちの奉仕者…」としてはどうですか。	
29	第8条の主語は、「職員は」としてはどうですか。	

●第5章 地域づくり

	意見の概要	策定委員会の考え方
30	第9条(1)「安心して」を「健康で心豊かに暮らす」としてはどうですか。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
31	第9条(1)の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。	
32	橋本市にはブロック体制(地区運営体制)や、統治システムを構築する為の検討が必要だと思います。現在の区長、自治制度は将来崩壊することを想定し、地域運営組織を構築する必要があります。区長、自治体制を取りやめ、市議員もブロック代表にする。橋本市は10ブロック位?が必要だと思います。地区の意見をまとめ、個人と組織の整合性をとるのは、かなりの期間と教育が必要であると思います。市、議会が原案作成⇔ブロックが説明を受け検討⇔決定後⇔実施(ブロック⇔細部組織)すべて統治長が取りまとめる。原案作成者が細部組織にも説明責任を持つ。決定後は統治長が責任を持つ。市議員が確認責任を持つような責任体制を構築する。こういった構築が必要ではないですか。	

33	<p>第10条 地域運営組織は、一定のまとまりのある地域と定義され、区や自治会と連携する旨が述べられています。しかし、自治会は高齢化で、組織運営もままならない状況にあると言えます。この上地域運営組織を加えることは、現実的ではないと考えます。</p>	<p>区・自治会は、地域コミュニティの中核として、地域における多様な分野で重要な役割を担ってきました。しかし、ご指摘のとおり、区・自治会が単独で、それらの役割を担うことが困難になりつつあります。こうした中で、地域運営組織には、区・自治会だけでは対応が困難な課題について、一定のまとまりのある地域内で、区・自治会をはじめとする地域内の様々な組織・団体や、女性・若者を含む多くの市民の参画の下、区・自治会における加入率の低下や担い手不足を補うといった「相互補完」の関係を構築することで、それぞれの活動の充実・活性化や新たなリーダー・担い手の発掘といった相乗効果が期待できると考えています。</p>
34	<p>第10条(3)「地域運営組織は、地域における共通の課題と取組み、地域の特性を生かし市・区・自治会と連携をしながら運営する」としてはどうですか。また、(2)との整合性を採り削除してもよいと思います。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>
35	<p>第10条の主語は、「市民は」としてはどうですか。</p>	
36	<p>本条例素案において、自治の最少基本単位は市民個人ではなく、「地域運営組織」であると考えますが、それにより持ち上げられる行政課題を集約して、市全体の方向性との調整及び地域間バランスを取り、市による市政執行に反映すると理解で良いでしょうか。</p>	<p>まず、市民一人ひとりが自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちでという意識を持ち、まちづくりに主体的に参画することが大切だと考えています。地域運営組織は、行政課題の集約を行い市政に反映する場ではなく、多様化する地域の課題について、地域のことをよく知る地域のみなさんが、それぞれの地域の実情に応じて主体的に取組み、その取組みに対して必要に応じて行政は支援を行い、協働することで、よりよい地域課題の解決を図ることができると考えています。また、特定の地域だけではなく、地域同士が連携を取りやすい仕組みを考える必要もあると考えています。</p>
37	<p>この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。</p>	<p>33や34で述べたとおり、地域運営組織と議会は役割が異なるものですので、比較できるものではないと考えます。</p>
38	<p>この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。</p>	<p>なお、本市においては、既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月に施行され、市民と議会の関係、市長等と議会の関係などについて規定されているため、具体的な内容については同条例によることと考えています。</p>

39	<p>反対です。 自治基本条例と名前を聞くと良さそうに思えますが、中身は議会軽視の条例です。 橋本市の大切なことは、選挙で選ばれた議員により、橋本市の課題や未来について検討され最終的に民主主義の原則によって決められるべきです。 ところがこの条例には地域運営組織なるものを新たに組織し、その組織が選挙で選ばれた議員で構成される議会よりも優位な位置にしようとする意図が感じられます。さらにその地域運営組織の構成員には「市民」と称する国籍が全く問われない個人、団体になっています。 どうしても制定したいのであれば、 ①最低限日本国籍を有する者以外は地域運営組織の構成員として認めないとするべきです。 また、②地域運営組織での提言等は最終的に議会の審査と承認を得ることにすべきなのは当然です。 上記①②が担保されない限り制定すべきではありません。</p>	<p>ご提案いただきありがとうございます。 本条例素案では、市民・議会・行政の役割と市民の参画の方法などを規定しています。本条例素案で定義した市民が、議会や市長等と同等の権利を行使できるというものではなく、市政における政策の最終決定などの大切なことは、これまでと同様に二元代表制である議会と市長等の関係の中で行われるものだと考えていますので、議会軽視の条例を策定しようとしているわけではありません。 また、二元代表制を否定したり、憲法や地方自治法で定められていることを違反したりしようとしているわけでもありません。 なお、地域運営組織では、区・自治会だけでは対応が困難な課題について、地域内の様々な組織・団体や、女性・若者を含む多くの市民の参画の下で、区・自治会と補い合い、それぞれの活動を充実・活性化させたいと考えていますので、地域運営組織と議会は本来比較できるものではないと考えています。 市民の定義については、協働を推進する上で、幅広い人々と協働していくことが、橋本市のまちの発展につながるとも考えていますので、住民の方だけではなく橋本市に関わる人々を広く捉えられる定義にしてはどうかと考えました。 いただいたご提案は策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。</p>
40	<p>この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。</p>	<p>(37、38と同じ意見が届いています)</p>
41	<p>第5章地域づくり、第6章市政運営、第8章条例の検証及び見直しについて、「地域主体の街づくり」とは何を意味しているのでしょうか。「住民」とは異なる納税義務も持たない「市民」と称する人々の「コミュニティ活動」や「民間非営利組織」への活動支援や費用の助成等の施策を講ずるとしており、これは、納税者である住民の意思を無視した条例と言わざるを得ません。 また、「地域運営組織」や「民間非営利組織」とは、一体誰によって、何のために作られるのか理解できません。自治体に居住する住民が、選挙によって自分達の代表として市長と議員を選び、その本来の自治のあり方に反し、行政や議会といった正規の組織とは別に市民の組織を作り、権力の二重構造を作り上げるものではないでしょうか。 橋本市自治基本条例の中間素案に対しては、反対します。</p>	<p>地域主体のまちづくりとは、住み慣れた地域に対して、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちでの意識を持ち、地域課題を共有し、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことを考えています。 地域課題の解決はその地域に関わる市民の住みよさや満足度にもつながると考え、その取組みに対して、行政が必要なときにフォローアップができるような仕組みづくりが必要だと考えました。 地域運営組織は、地域課題に対し、行政だけでなく地域に関わるあらゆる人が、地域のことを「自分ごと」と捉えて、尊重し合いながら共に考え力を合わせて課題解決を図る場として考えています。 また、民間非営利組織とは、NPO法人やボランティア団体などのことを想定しています。 そのため、両者とも議会とは役割が異なるものであり、権力の二重構造を作り上げるものではないと考えています。</p>

42	要約筆記者が少ない為、派遣した時に対応していただけない場合があります。要約筆記者を増やしてほしいです。	本条例素案に具体的に盛り込むことは難しいと考えていますが、そういった活動を行っている方の後押しができるような条例になるよう、条例素案づくりの策定に努めたいと考えています。
----	---	---

●第6章 市政運営

	意見の概要	策定委員会の考え方
43	第6章の「考え方」のコラムは分かり易く表現されていて良かったと思います。地方自治法義務を超えてでも実施するという、意欲を感じました。	ありがとうございます。他の章に関しても、最終的な素案づくりの際には理解していただきやすいように解説などを作る予定です。
44	第12条 「まちの将来像」を「橋本市の将来像」としてはどうですか。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
45	第12条(1)の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。	
46	第13条(1)は、「自立した財政運営を行うため、市長等自らの判断と責任で財政を確保して予算を編成し、市民の信託を受けた市議会に諮り、用途を決定する」としてはどうですか。	
47	第13条(2)の主語は、「市は」としてはどうですか。	
48	第13条(2)では総合計画を行政推進の基準に考えているので、よいと思います。	
49	第14条(1)で「毎年度行政評価」とありますが、総合計画の実施計画は3年ごとであり、全体的にはそれくらいの期間で良いのではないのでしょうか。期間内に完了する事業についてはその事業毎の事後評価は必要だと思います。	
50	第14条(1)の主語は、「市は」としてはどうですか。	

●第7章 条例の位置付け

	意見の概要	策定委員会の考え方
51	第15条の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
52	第1条目的及び、第15条例の位置付けについて、市で制定されている条例の中で、自治基本条例が「最高条例」であると読み取れます。他の条例の改廃にまで関与するこの条例を、尊重・遵守まで求める事は、他の条例に対する優位性を規定している事になります。本来、地方自治体は、日本国憲法とその付随法令によって、存立の基礎、責務、権限等を授与された憲法秩序内の存在です。従って、この様な条例を制定する事は、法理上も矛盾であり、政策的にも妥当とはいえないと思います。	本条例素案では、自治やまちづくり、協働の推進において、今後様々な条例や施策を展開していく中で、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、本条例素案全般に係る趣旨を理解し、尊重して進めていただきたいと考えて盛り込んでいます。他の条例に対する優位性を示しているわけではありません。

●第8章 条例の検証及び見直し

	意見の概要	策定委員会の考え方
53	第16条・第17条ともにはぐくむで埋め尽くされています。もっと適切な言葉を探してください。	ご提案いただきありがとうございます。策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。
54	第17条 はぐくむ委員会について、市民の参画を求めるとなっていますが、どのように参画できるのかよく解りません。現在活動を進めている社会教育団体等の意見を聞いてもらえる機会が設けられるのか不安です。今までの市の提案は一方的で決まってからしか伝わって来なかったもので、同じようにならないようにしてほしいと思います。	ご提案いただきありがとうございます。情報共有や市民参画によって、橋本市全体が協働してまちづくりを進められるような条例素案の策定に努めたいと考えています。いただいたご提案は策定委員会内で議論し、今後の最終的な条例素案づくりの参考にさせていただきます。